

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019001069 駅前北原線排水工事
	履行場所	南相馬市原町区旭町2丁目地内
	種類	工事
概 要	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土工 N=1.0式 ・円形側溝工 L=79.0m ・集水樹工 N=3.0ヶ所 ・縁石工 L=82.0m ・安全管理工 N=20.0人 県道駅前北原線の道路改良に伴い円形側溝等の新設を行うものである。
	相 手 方	名称 石川建設工業株式会社 代表者 代表取締役社長 石川 俊 所在地 南相馬市 原町区大町三丁目30番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、福島県が施工する県道駅前北原線に接し、駅前広場に面した円形側溝を施工するものである。このことから、県発注と市発注の双方の工事は、同一施工範囲、同時施工であり、施工管理（安全管理、工程管理）において密接に関連する為、同一業者が施工する事が望ましいことから、相双建設事務所と協議を重ねてきたところである。</p> <p>今般、当該業者が県発注工事を受注したことを受け、本市発注工事について当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部都市計画課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。